

中学校の新入学準備費を小学校6年生に支給します。

就学援助のお知らせ

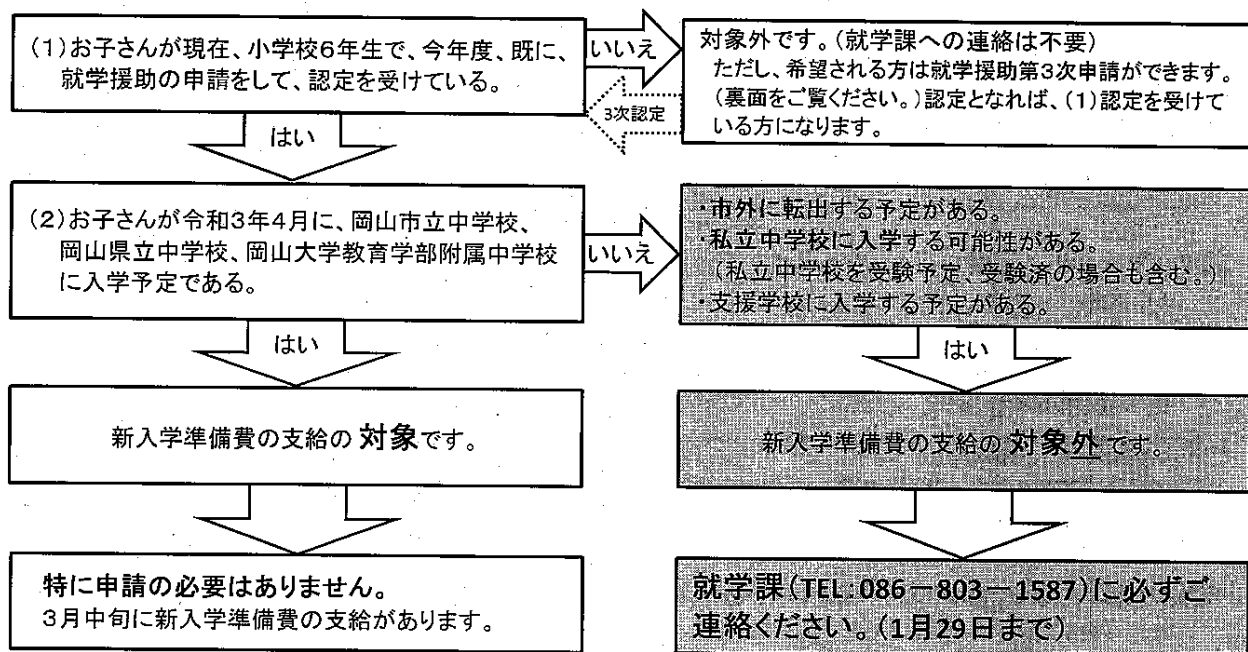
令和3年4月に中学校入学予定のお子さんの保護者様
(小学校6年生の保護者様)

岡山市教育委員会

岡山市教育委員会では、お子さんが安心して勉強できるように、国の法律に基づき、公立小・中学校での学習に必要な費用にお困りの方に対して、その一部を援助しています。

この就学援助のうち、中学校入学時の制服等の費用に対する援助として「新入学準備費」を3月中旬に支給します。

<対象者> 対象かどうか、就学課への連絡が必要かどうか必ずご確認ください。



対象外にもかかわらず入学前支給を受給した場合は、返金をしていただくことになります。

※ 市外転出の予定や私立中学校に入学する可能性があるため、今回の申請をしなかったが、予定等が変わったことで、上記(2)の中学校へ入学した場合は、入学後の令和3年度就学援助申請で認定となれば、同様の支給を受けることができます。(支給時期は入学後の9月末)

<支給内容>

- ・支給額 年額 60,000円
- ・支給時期 令和3年3月中旬…教育委員会又は学校から口座振込

<注意事項>

- ※ 生活保護(教育扶助)を受給中の場合は、生活保護で同様の支給があるため、今回の対象ではありません。
- ※ 今回の新入学準備費を受給された方でも、中学校入学後の学用品費や学校給食費など他の費目の就学援助も希望される方は、別途、令和3年6月上旬の令和3年度就学援助申請が必要です。ただし、審査対象や審査基準が異なるため、今回の申請は認定となっても、6月の申請は不認定となる場合があります。
- ※ 今回の新入学準備費を受給された方は、令和3年度就学援助で認定となった場合の支給費目から、重複する費目である新入学学用品費が除かれます。

●お問い合わせは …… 岡山市教育委員会事務局 学校教育部 就学課 TEL086-803-1587

【裏面記載あり】

【注意！】6月、9月に就学援助の申請をして、認定を受けている方は、第3次申請は必要ありません。

就学援助 第3次申請を希望される方は下記により申請をしてください。

- 【受付日時】 令和3年1月7日(木)、8日(金) 午前9時～午後4時
- 【受付場所】 お子さんが通学されている小・中学校
または岡山市役所本庁舎7階大会議室（岡山市北区大供一丁目1-1）

＜必要なもの＞ 印判・保護者名義の預金通帳と、下記の申請条件ごとに添付書類をご持参ください。

| 申請条件 | | 添付書類 |
|------------------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①児童扶養手当を受けられている方 | | 児童扶養手当証書のコピー (※児童手当とは異なります。) |
| ②その他の方で、令和2年1月1日の住所(住民登録地)が、 | 岡山市の方 | 原則、添付書類は不要です。 ※教育委員会による市保有の所得データ確認に同意されない場合は、岡山市発行の平成30年中の所得証明書が必要です。持参の上、お申し出ください。 ※データが確認できない場合は、提出をお願いする場合があります。 |
| | 他市町村の方 | 令和2年1月1日に住所があった市町村が発行する平成31(令和元)年中の所得証明書 【注意！】 転入者、市外在住の方は所得証明書が必要です。 |

＜認定の目安＞ 家族全員の合計所得金額が下記世帯人数による「基準となる所得額」以下の場合、認定となります。

※申請時点の世帯人数で審査します。

単位:円

| 申請時の世帯人数 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 基準額となる所得額 | 1,916,000 | 2,296,000 | 2,676,000 | 3,056,000 | 3,436,000 | 3,816,000 |
| (上記所得額となる給与収入額の目安) | (約2,292,000) | (約3,536,000) | (約4,020,000) | (約4,492,000) | (約4,968,000) | (約5,444,000) |

※障害者手帳、療育手帳をお持ちの方、その他特別な事情があってお困りの方は、

認定の目安を超えていても認定となる場合がありますので、教育委員会就学課までご相談ください。

※兄弟姉妹のいる方は、通学されているどちらかの学校でまとめて手続きができます。(添付書類も1通で可。)

※生活保護(教育扶助)を受給中の場合は、今回の対象ではありません。

※就学援助の制度は、認定された方に就学援助費を支給するものであり、認定によって学校における教材費・給食費等の納付金が免除されるものではありません。学校納付金については学校の指示に従い納付してください。

＜「所得額」について＞

【例1】

収入が1箇所からの給与のみの方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄が所得となります。

令和〇〇年分 給与所得の源泉徴収票

| | | | |
|------------|-------|-------|------|
| 給与支払者 | 岡山市役所 | 氏名 | 〇〇〇〇 |
| 給与支払先 | 〇〇〇〇 | 住所 | 〇〇〇〇 |
| 給与支払額 | 〇〇〇〇 | 源泉徴収額 | 〇〇〇〇 |
| 給与所得控除後の金額 | 〇〇〇〇 | 所得金額 | 〇〇〇〇 |

※令和2年1月1日現在岡山市以外に住所があった方は、必ずその市町村発行の所得証明書が必要となります。

【例2】

確定申告をされた方は確定申告書の「所得金額(合計)」欄が所得となります。

令和〇〇年分の確定申告書A

| | | | |
|-------|------|------|------|
| 住所 | 〇〇〇〇 | 氏名 | 〇〇〇〇 |
| 所得の種類 | 給与所得 | 所得金額 | 〇〇〇〇 |
| 所得控除 | 基礎控除 | 控除額 | 〇〇〇〇 |
| 所得金額 | 所得金額 | 所得金額 | 〇〇〇〇 |

第一表(令和元年年分)は随時提出

第二表